

## 第四章 中老会

第二十七条 各社は、中老会を組織し、その規約を整備し秩序ある祭典を執行するよう努める。

第二十八条 各社中老会は、祭典本部役員を選出する。

頭取 一名

副頭取 若干名

第二十九条 各社頭取並びに副頭取は、統制責任者以下の若衆役員と連携を密にし、秩序ある屋台の曳き回しを行う。

第三十条 中老会は若衆と連携を密にし、屋台の運行に際しては、中老会に与えられた緒役を遂行する。

第三十一条 各社中老会員は、山形二本線の腕章を付ける。